

ID: 465

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	集会室の利用承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第31条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (利用の申請及び承認) 第31条 集会室を利用しようとする者は、あらかじめ集会室使用申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 館長は、前項の申請書を審査し、支障がないと認めたときは、利用を承認するものとする。 3 館長は、前項の承認をする際に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び第32条の規定による。 (利用の不承認) 第32条 館長は、集会が次のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を承認しない。 (1) 公共の秩序及び風俗を乱し、又は害するおそれがあると認められるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 特定の教派、宗派、教団、又は個人等の主催する宗教的な集会、事業 (4) 特定の政党を支持し、又は反対するおそれのあるとき。 (5) 公職選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対するおそれのあるとき。 (6) その他管理上支障があると認められるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日